

鳥取県補助金等審査会（鳥取県公民連携推進事業 補助金審査・検証委員会）運営要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、鳥取県附属機関条例第7条の規定に基づき、鳥取県補助金等審査会（鳥取県公民連携推進事業補助金審査・検証委員会）（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものである。

（委員長）

第2条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員（委員長が定まる前にあつては、鳥取県政策統轄総局協働参画課長（以下、「協働参画課長」という。））が、その職務を代理する。

（会議）

第3条 委員会の会議は、協働参画課長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（審査基準）

第4条 審査は、別に定める鳥取県公民連携推進事業補助金審査要領に基づき実施する。

（庶務）

第5条 委員会の庶務は、鳥取県政策統轄総局協働参画課において行う。

附 則

（施行期日）

この要綱は、令和7年5月26日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年6月13日から施行する。